

神川町起業支援補助金

神川町では、町の産業振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で新たに起業する方または起業1年未満の方に対して、その起業に要する費用の一部を補助します。

補助対象者

町内で新たに起業する方または起業の日から1年を経過しない方であって、以下の全てに該当する方（新たに起業する方は補助金の申請年度内に起業すること、起業済の方は補助金の申請時に起業の日から1年を経過していないこと）

- 町内に居住し、かつ本町の住民基本台帳に記録されている方
- 町内に事業所等を設置し、または設置しようとしていること
- 許認可等を必要とする業種の場合は、既に当該許認可等を取得し、または起業までに取得する見込みがあること
- 起業にあたり神川町商工会による相談指導及び事業計画書の確認を受け、起業支援が必要として商工会が認め推薦する方
- 暴力団または暴力団員でないこと
- 町税等を滞納していないこと

（注意）風俗法の営業に該当する事業やフランチャイズ契約に基づく事業、その他町長が適当でないとする事業等は補助対象外となります。

補助対象経費

区 分	内 容
事業所等改装費	事業の実施に必要な事業所等の改装費（住居兼事業所等の場合にあっては、住居等他の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限り、ます）
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費用（消耗品、中古の備品及び車両を除きます）
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット作成・印刷費、ホームページ制作費等
商業登記費	個人の場合は商号登記に要する費用、会社の場合は設立登記に要する費用

（注意）国、県等から補助を受けているときは、補助対象経費から除きます。

補助金額

補助対象経費の1/2（千円未満切捨て） 上限 **20** 万円

交付申請

【申請受付開始日：令和7年4月1日】

購入・発注・工事等を行う前に、補助金交付申請書に必要な書類を添えて経済観光課へご提出ください。

（注意）申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

（注意）申請する前に、神川町商工会において、必ず起業の相談指導と事業計画書の確認を受けてください。

申請・お問い合わせ先

■補助金の申請・制度に関すること

神川町役場 経済観光課 商工観光担当
〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹 909
☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915



■起業相談指導に関すること

神川町商工会
〒367-0245 児玉郡神川町大字植竹 900-4
☎0495-77-3181 FAX0495-77-2813

神川町起業支援補助金の申請から交付までの流れ

起業相談

補助金申請する前に、神川町商工会において、必ず起業の相談指導と事業計画書の確認を受けます。

神川町商工会に「**起業支援補助金に係る推薦書**」を記入してもらいます。

補助金交付申請

経済観光課へ「**補助金交付申請書**」等を提出してください。

補助金交付申請書類

- 1 神川町起業支援補助金交付申請書【様式第1号】
- 2 同意書兼誓約書【様式第2号】
- 3 事業計画書【様式第3号】
- 4 起業支援補助金に係る推薦書【様式第4号】
※起業の相談指導と事業計画書の確認を受けて神川町商工会に記入してもらう必要があります。
- 5 補助対象経費の算出根拠となる書類の写し
- 6 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人で既に起業している場合）
- 7 登記事項証明書の写し（会社で既に起業している場合）
- 8 許認可証等の写し（許認可等を必要とする業種で、既に許認可等を取得している場合）
- 9 その他町長が必要と認める書類

町

申請内容の審査 補助金交付決定

町で申請内容を審査後、「**補助金交付（不交付）決定通知書**」等を郵送します。
※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

交付決定を受けてから、改装や備品購入等を行ってください。

※ 交付決定前に購入・発注・工事等したものは補助対象外となりますのでご注意ください。

変更等申請

■申請した内容を変更・中止する場合

経済観光課へ「**補助金変更（中止）承認申請書**」に必要書類を添えて提出してください。

町

変更内容の審査 変更等承認決定

町で申請内容を審査後、「**補助金変更等承認（不承認）決定通知書**」等を郵送します。

実績報告

経済観光課へ「**実績報告書**」等を提出してください。

※ 完了後1か月以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに提出

実績報告書類

- 1 神川町起業支援補助金実績報告書【様式第8号】
- 2 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（領収書など）
- 3 事業の実施状況が確認できる書類又は写真等
《工事前後の写真や備品の納品写真、成果物など》
- 3 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合で申請時に起業していない場合）
- 4 登記事項証明書の写し（会社の場合で申請時に起業していない場合）
- 5 許認可証等の写し（許認可等を必要とする業種で、申請時に取得していない場合）
- 6 その他町長が必要と認める書類

改装や備品購入等が完了し、支払いが済んだら、実績報告を行ってください。

町

報告内容の審査 補助金の確定

町で報告内容を審査後、「**補助金確定通知書**」等を郵送します。

※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

補助金の請求

経済観光課へ「**補助金交付請求書**」を提出してください。

町

補助金の交付

「**補助金請求書**」を受理後、記載された口座に補助金を振込みます。